

化学物質の「１－オクタノール／水分配係数」又は「分子量」を魚介類の体内における濃縮度を判定するための知見として取り扱うことについて(案)

平成１６年５月２８日
経済産業省化学物質安全室

１．１－オクタノール／水分配係数の取扱い

蓄積性に関して、１－オクタノールと水との間の分配係数測定試験の試験成績に基づき判定を行う場合には、原則として、以下の基準によることとする。

○高濃縮性でない

１－オクタノール／水分配係数（logPow）が３．５未満であること。

(注) 上記において「原則として」とあるのは、審議会における科学的な議論の結果、魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験の試験成績が求められる場合には、logPowに基づく判定は行わないことを含む。なお、濃縮倍率とlogPowの相関が見られない又はlogPowの測定が困難とされる無機化合物、有機金属化合物、分子量分布を有する高分子化合物及び界面活性効果を有する化学物質については、これまで同様、logPowによる判定は行わない。

２．分子量の取扱い

蓄積性に関して、分子量については、「既に得られている組成、性状等に関する知見」として、原則として、以下のように取り扱うこととし、個別に審議会での議論を経た上で判定を行うこととする。

○高濃縮性でない

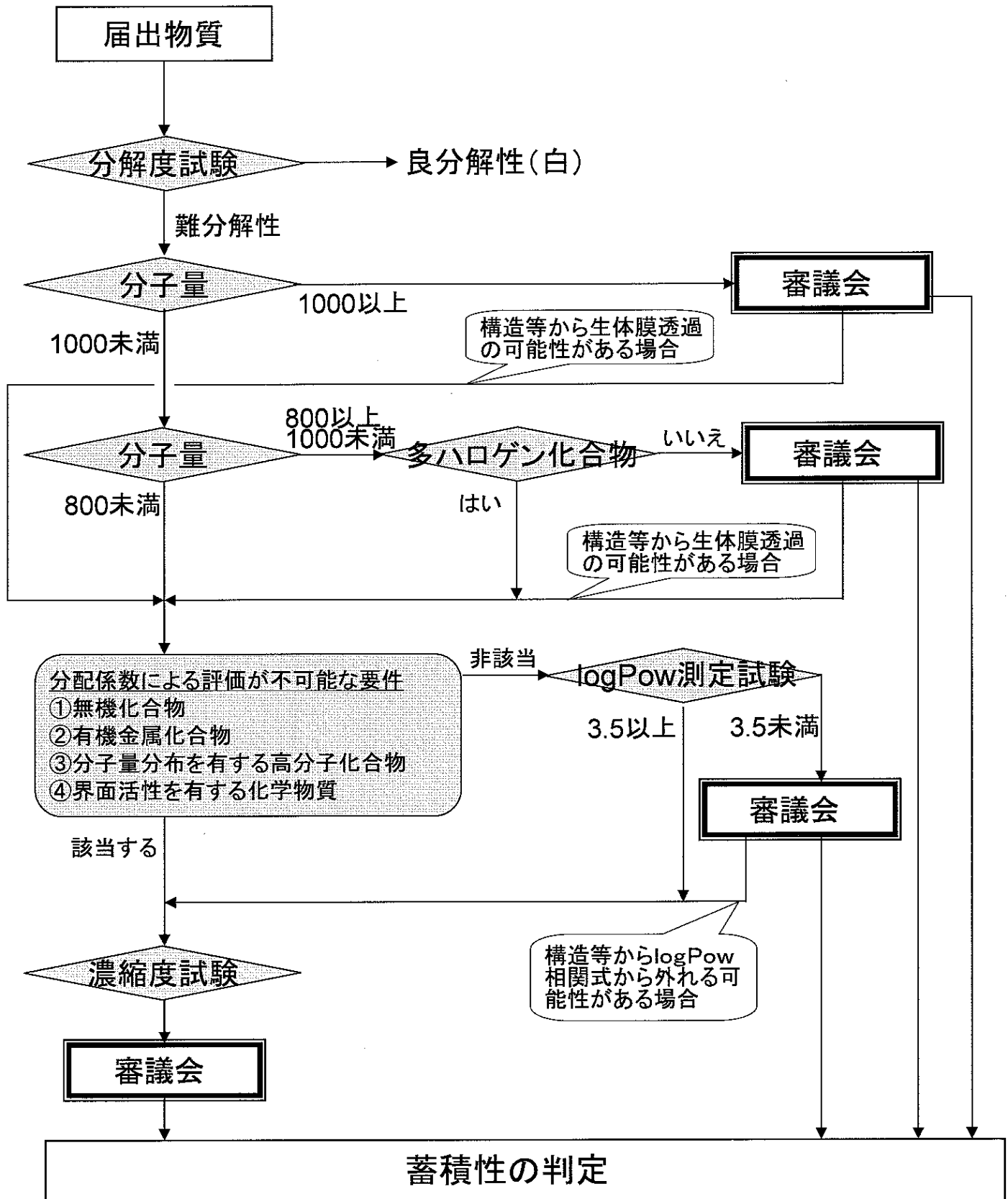
分子量が８００以上（多ハロゲン化合物（ハロゲン元素を２個以上含有する化合物）の場合にあっては１０００以上）の化学物質については、高濃縮性でないものとして取り扱う。

(注) フッ素元素等のハロゲン元素については、概して原子半径が原子量に比して小さいため、多ハロゲン化合物については現行の高分子フロースキームに合わせて分子量１０００以上の場合に限り、判定を行うこととする。なお、これについては今後行われるパーフルオロ化合物の濃縮性試験結果等を踏まえ、再度検討を行うこととする。

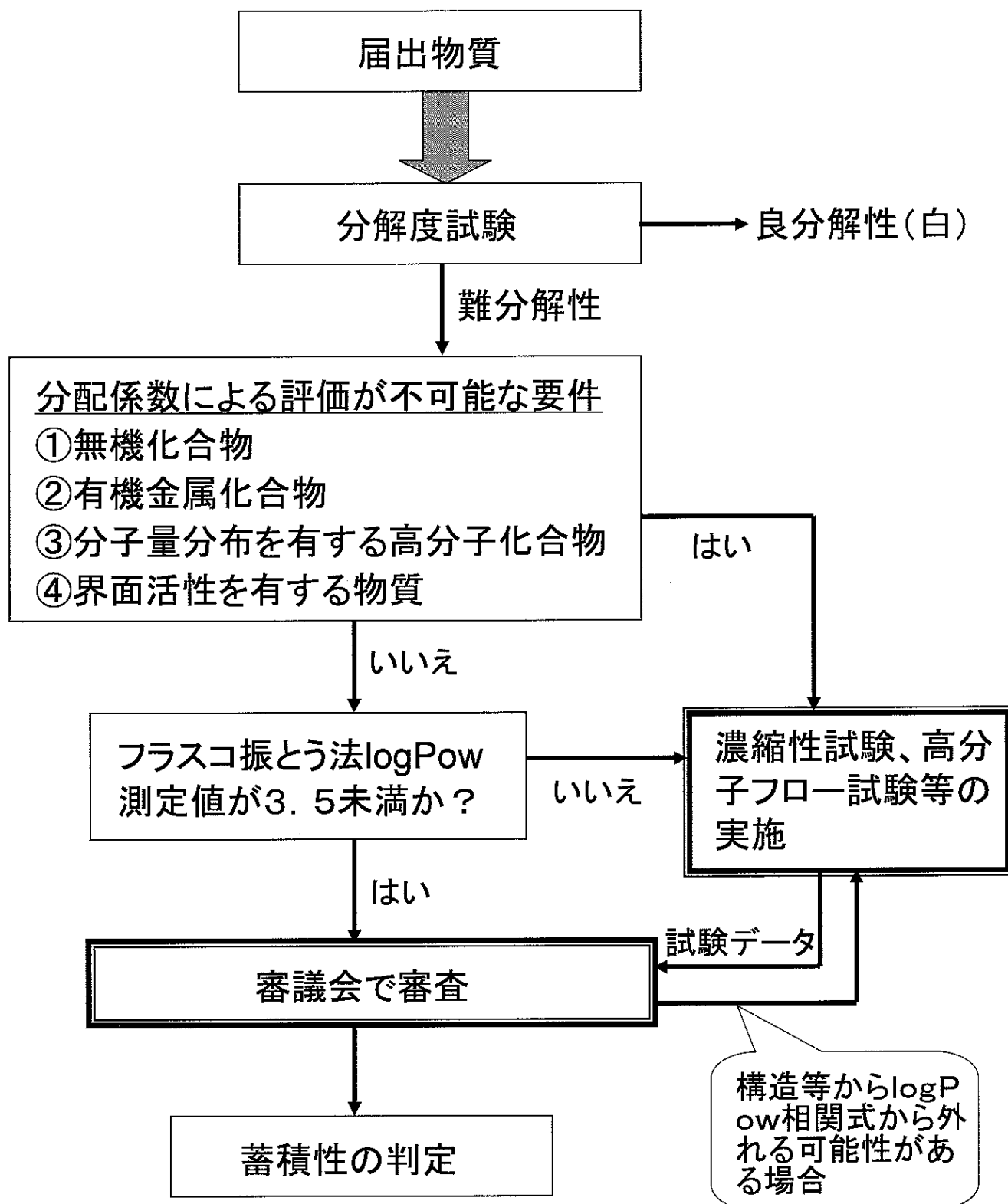
３．上記取扱いにあたって

「logPow が３．５未満」又は「分子量が８００以上（多ハロゲン化合物の場合にあっては１０００以上）」で高濃縮性の可能性が考えられる物質が示唆された場合には、国は審議会に報告し、可能な限り国において濃縮度試験等を行い、その実態を明らかにし、必要に応じて速やかに判定基準を変更することとする。

蓄積性の判定フロー(提案内容の再整理)



Powによる蓄積性の判定フロー(案)



分子量による蓄積性の判定フロー(案)

